

令和5年度事業計画

深川市は、平成2年に「暴力追放・防犯都市宣言」を、平成21年に「深川市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定、平成25年4月には、「深川市暴力団の排除の推進に関する条例」を制定し、関係機関と連携して、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めております。

深川市防犯協会においても、犯罪のないまちづくりのため、各種防犯診断、歳末警戒、防犯パトロールなど、地域を主体とした自主的な活動が広がりを見せており、犯罪防止の大きな役割を担っています。

深川市防犯協会は、深川警察署はもとより関係機関・団体と緊密に連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指して、本年度も地域に根ざした安全活動を実施します。

1. 令和5年度重点目標

- (1) 一般住宅・事務所を対象とする侵入被害の防止
- (2) 振り込め詐欺を重点とした特殊詐欺の防止
- (3) 車上ねらいの防止
- (4) 自転車盗の防止
- (5) 万引きの防止

2. 防犯運動の展開

地域住民の安全確保、犯罪の防止及び防犯思想の普及・高揚を図るために、全国、全道規模で実施される「地域安全運動」に合わせて各種事業を推進します。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 春の地域安全運動 | 5月11日(木)～5月20日(土) |
| (2) 全国地域安全運動 | 10月11日(水)～10月20日(金) |
| (3) 歳末地域安全運動 | 12月15日(金)～12月31日(日) |

※実施期間は予定です。

(1) 防犯診断の実施

空き巣等の侵入犯の被害防止と市民の防犯意識の向上を目的に、町内会や防犯推進委員等と協力し、「住宅防犯診断」や、自転車盗の被害を防止する「自転車防犯診断」を積極的に実施します。

(2) 歳末警戒の実施

歳末時期は、車上ねらいや燃料盗難、空き巣等の犯罪が増加する傾向があるため、町内会の協力をいただく中で、「歳末警戒詰所」設置の促進を図り、歳末警戒激励慰問を実施します。

(3) パトロール活動

子ども等を狙って不審な行動をする者の出現に対して、青色防犯パトロール隊等による巡回活動に努めます。

(4) 広報啓発活動

防犯思想の普及、高揚を図るため「防犯旗」を掲出します。

各期の地域安全運動の周知や犯罪被害の防止に努めるため、防犯啓発チラシの発行や広報誌への掲載等を行います。また、必要に応じて報道機関と連携し広報活動を展開します。

3. 特殊詐欺の防止と啓発

振り込め詐欺の深刻化や還付金等詐欺をはじめとする新たな手法の詐欺が現れていることを受け、被害防止のための啓発活動、特に高齢者等を狙った振り込め詐欺等の被害防止のチラシやティッシュを作成、配布し、予防に努めます。

4. 暴力団排除の推進

平成25年4月1日施行の「深川市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないを基本理念とし、市と連携・協力して推進に努めます。

5. 各種事業への参加協力

深川市、深川警察署、深川地区防犯協会連合会が主催する各種事業に積極的に参加協力し、防犯活動の普及啓発に努めます。また、防犯旗や防犯物品の貸出し等を行い、防犯意識の高揚を図ります。

6. 各支部主導による事業の促進

各支部は、地域の実情に即した自主的に独自性を持った防犯活動を実施していただけるよう次の通り例示します。

(1) 自主防犯運動の推進

- ・防犯教室の開催
- ・住宅防犯診断の実施
- ・青色防犯パトロール隊等による巡回活動
- ・地域安全情報の発行

(2) 警察署、駐在所及び市防犯推進委員等との連携強化

7. 会議

総会、役員会、支部長会議を開催し、各種事業の効果的な促進を図ります。

8. 顕彰事業の実施

防犯運動に積極的に取り組み、永年功績のあった方に対して、防犯功労者として表彰します。

9. 防犯推進委員の委嘱

深川市防犯推進委員設置運営要綱に基づき、令和5年度から2年間、防犯推進委員を新たに委嘱します。